

令和7年度 済美小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめの問題から、一人でも多くの児童を救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、学校の教職員や保護者、地域の大人は、それぞれの責任を自覚し役割を果たしていかなければならない。本校の児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができるよう、「いじめ防止・早期発見・早期対応のための基本姿勢」をここに示す。

- 1 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 2 学校、学級内にいじめは絶対に許さない雰囲気を示す。
- 3 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。
- 4 児童の自己肯定感を高める授業や教育活動を通し、いじめの発生を防止する。
- 5 いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、「済美小学校いじめ防止対策委員会」を通して早期に解決する。
- 6 いじめ問題について保護者・地域、そして関係諸機関との連携を深める。

2 「いじめ」についての理解

1 いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪があつただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、学校の教職員は、いじめの被害児童と加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめの未然防止

1 学校における取組

- (1) 「いじめは決して許されない」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導を行う。
- (2) 見ているにもかかわらず、見ていないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- (3) 児童一人一人の変化に気付く、全教職員が鋭敏な感覚をもつように努める。
- (4) いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。
- (5) 年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。全教職員が「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (6) 全教職員が問題を抱え込まずに、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- (7) 全教職員がいじめの定義について理解を深め、いじめに関するアンケート調査(ふれあいアンケート)を実施し、結果を分析し、児童の様子の変化などを教職員全体で共有にする。
- (8) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

2 学級における取組

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校・学年・学級のルールやスタンダードを守る規範意識の醸成に努める。
- (2) 分かる授業やもっと知りたくなる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対して意欲的に取り組むことを通して達成感・成就感を育む。
- (3) 児童がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにするために、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であることや、「命の大切さ」について、道徳の時間や学級・学年の指導を通して育む。
- (4) 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。

3 家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 「いじめ問題」の未然防止や早期解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り・道徳授業地区公開講座・学校運営連絡協議会・保護者会・面談等で伝え、理解と協力を得る。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応

1 早期発見に向けた取組

- (1) 児童の様子について担任はもとより多くの教職員で観察し、情報を共有する場（金曜日夕会の活用）を設ける。
- (2) いじめが疑われる児童に対しては、学校全体で早期に統一した対応で支援にあたる。
- (3) 週番による休み時間等での児童の安全管理を通し、児童同士の人間関係や様子の変化にも気を配り、気になる点はその場で指導を行う。
- (4) いじめが疑われる児童には、教師が積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたらせた上で指導を行う。
- (5) 年3回以上のふれあいアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。ふれあいアンケートは5年保存。
- (6) スクールカウンセラーによる相談体制を充実することで、いじめをはじめとする児童及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じる校内体制を整える。また、5年生全員と希望者は面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

2 早期解決に向けた取組

- (1) 教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を即座に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (2) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- (3) いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるか気付かせるほか、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (4) 事実関係を正確に当該の双方の保護者に伝え、学級・学校での指導、家庭での対応の仕方について、保護者と連携する。
- (5) 「いじめ」にあたる行為が止んでから少なくとも3か月以上、被害児童が心身の苦痛を感じていないということをいじめ解消の判断基準とし、関係する児童を見守る。

3 相談体制を整える取組

- (1) 教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やS Cとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。
- (2) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- (3) いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (4) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (5) いじめに関する相談を受けた教職員は、即座に管理職に報告するとともに、「済美小学校いじめ防止対策委員会」及び校内で情報を必ず共有させる。

5 学校いじめ防止対策委員会の設置

【いじめ防止対策推進法】第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

校内組織として「済美小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭、関係教職員、スクールカウンセラー（都）を基本とし、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、スクールサポーター（高井戸警察署）、子ども家庭支援センター職員等を加える。いじめの認知や対応について協議するため、定期的かつ、必要に応じて適宜、委員会を開催する。

1 校内における報告体制

- (1) いじめを認知した際に、教職員が「学校いじめ防止対策委員会」への報告を怠ったまま対応にあたることは法第23条第1項に違反する。よって、どの教職員も即座に報告を行い組織的に対応する。

- (2) 被害児童への継続的な支援や対応の事後的な検証のため、済美小学校いじめ防止対策委員会を開催した際には、会議録を作成するとともに、対応した内容についても記録を作成する。
- (3) いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱に配慮する。なお、各案件の記録は5年間保管する。

2 保護者への理解・啓発

- (1) 保護者会において「学校におけるいじめ防止対策」について説明する。また、年に一度、全員、保護者との個人面談を行い、児童の状況等を保護者と教員が共通理解を行う。

3 教育委員会・関係諸機関との連携

- (1) いじめの重大事態（＊6を参照）発生時の対応等については、杉並区教育委員会に指導・助言を求め、法に則して、学校として組織的に対応する。
- (2) いじめが犯罪行為とみなされる場合は、警察に通報を行う。

6 いじめの重大事態が発生した場合の主な対応

1 いじめの重大事態とは

【いじめ防止対策推進法】第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1)重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

①生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

2 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(1) 事実関係が確定していないなくても、重大事態に該当する対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(2) 被害児童やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ① 重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査に協力する。
- ② いじめられた児童及びいじめを通報した児童の安全・安心を確保する。
- ③ 保護者や学校支援本部・学校評議会等の地域の諸団体・関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決及び再発防止を図る。

7 いじめ指導資料の活用

児童へのいじめの指導や保護者への啓発にあたっては、東京都の資料等を活用する。

- (1) DVD 資料「stop!いじめ」 I & II
- (2) 「考え方！いじめ sns @ tokyo」
- (3) 「いじめ防止教育プログラム」
- (4) 「いじめ総合対策（第2次）」上下 等